

第 9 期計画における地域区分の設定の確認及び市の独自施策について

1 地域区分の設定について

- 介護報酬は、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定するものであり、地域ごとの人件費の差を介護報酬に反映するため、1 級地から 7 級地までの地域区分を設定し、1 単位当たりの単価を定めています。
- 地域区分が高いと、サービス利用料の自己負担分は割高となる一方で、事業所収入は増えるため、事業所の運営が安定するという相関関係があります。
- 多摩市は、国が示す級地の設定方法の原則のとおり、国家公務員・地方公務員の地域手当の設定に準拠して 2 級地（上乘せ割合 16%）を適用しています。
- 地域区分の設定について、国の方針はまだ確定していませんが、第 224 回社会保障審議会介護給付費分科会（令和 5 年 9 月 15 日開催）資料によると、令和 6 年度からの新規特例として複数隣接ルールが設けられるようです。
- 複数隣接ルールを適用した場合、多摩市は 3 級地の地域（八王子市、日野市、府中市、稲城市）と隣接しているため 3 級地が選択可能となりますが、昨今の物価高騰等の影響を受け介護保険事業所の運営が厳しい状況に鑑み、第 9 期においても 2 級地として継続していきます。

2 第 9 期介護保険事業計画における市の独自施策について

市町村特別給付のほか、市の独自施策として想定されるものに、地域密着型サービスに係る市町村独自報酬の設定、事業者指定における公募制の実施、地域密着型通所介護事業所の指定拒否等があります。

（1）市町村独自報酬の設定

- 市町村独自報酬の設定とは、要支援・介護者の在宅生活を支援するサービスの整備を促進するため、市町村が国の加算に加えて、市町村独自の加算を設定することができる制度です。
- これまで多摩市では、独自報酬の設定は行っておりません。
- 第 9 期の報酬設定については、原油価格・物価の高騰等の影響により事業所運営の悪化が引き続き懸念されるため事業者支援のため独自加算の設定を検討しましたが、独自加算を行うことで利用者にとっては逆にサービス利用の自己負担額が増えることなどから、国の水準と同水準の運用としていきます。

（2）公募制の実施

- 公募制とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の普及を進めるため、市町村が公募を通じた選考によって事業者指定を行うものです。

- 多摩市では、第8期計画期間中に公募制を実施し、質の高いサービスの確保に努めました。第9期においても引き続き公募制の実施により事業者指定を進めます。

(3) 地域密着型通所介護の指定拒否

- 地域密着型通所介護の指定拒否とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の普及を進めるため、地域密着型通所介護のサービス量が市町村介護保険事業計画で定める見込量に達しているとき等に、事業所の指定を拒否できる制度です。
- 多摩市における第8期計画期間中の地域密着型通所介護サービス量の見込量と実績値を比較すると、令和3年度は一月あたりの見込量 3,237 回に対し実績値が 3,341 回、令和4年度は一月あたりの見込量 3,717 回に対し実績値が 3,213 回となっており実績値が見込量を大きく上回る状況にはないことから指定拒否は行っていません。

